

社会基盤としての国民IDに関する意識調査

2009年6月

特定非営利活動法人

東アジア国際ビジネス支援センター (EABuS)

リサーチネットワーク株式会社

I. 調査の趣旨

ユビキタス時代の進展に伴い、IT を使って時間と場所を問わず行政サービスや医療サービスを受けたいという国民のニーズは高まっている反面、電子的な本人確認や認証のための社会基盤であるサービス横断的な個人識別番号（統一個人 ID）制度はまだ存在していない。

社会基盤としての統一個人 ID の存在は、国民の安全・安心を守り効率的な地域活動を行う上においても期待される効果は高く、官民を問わずその得られる社会的メリットはきわめて大きいと考えられる。

一方で、統一個人 ID 制度については、プライバシー保護やコスト負担などの課題があり、その管理者の権限が国家的規模になることへの警戒感も根強く、議論の分かれるテーマでもある。

IT 先進国と呼ばれる国々では、ユビキタス時代にふさわしい国レベルの社会基盤としての統一個人 ID 制度を、それらの課題を克服しつつ整備し、その利便性を国民生活の上で享受しており、民間も巻き込んだ社会全体の効率化により、新ビジネスモデル振興や国際競争力向上を図っている。

すなわち、統一個人 ID を IT 社会における基盤として定着させ、行政分野に留まらず、健康医療、金融、商取引、防犯・防災分野など広範な IT 活用場面においてそれを生かすことで、安心・安全かつ無駄のない効率的な社会構造を構築し得る可能性が期待される。

本調査は、海外の多くの国で既に定着している統一個人 ID に対して、日本の国民の意識を探るとともに、1968年より個人識別番号制度を導入している韓国におけるこの制度に対する意識調査も併せて行うことで、両国民の意識面での対比点を探る目的で行なった。

II. 調査の概要

- 日本・韓国ともに25歳以上の国民2000人を対象に、Web形式によるアンケートを実施
 - <調査実施期間>
 - ・日本：2009年5月1日～2日
 - ・韓国：2009年5月11日～22日
- 年齢別サンプル数：以下の年齢層に分け、各400サンプルを採取
 - 25歳～35歳、36歳～45歳、46歳～55歳、
 - 56歳～65歳、66歳以上
- 男女比：1対1
- 主な調査項目
 - ・統一個人IDの必要性に関する意識
 - ・個人情報の共有や活用に関する意識
 - ・統一個人IDの導入・運用管理に関する意識

Ⅲ. 調査結果の概要

1. 統一個人 ID の必要性に関する意識

日本では、統一個人 ID について回答者の過半数が必要性を肯定しているが、統一の形態について具体的なイメージを持つ回答者は少ない。

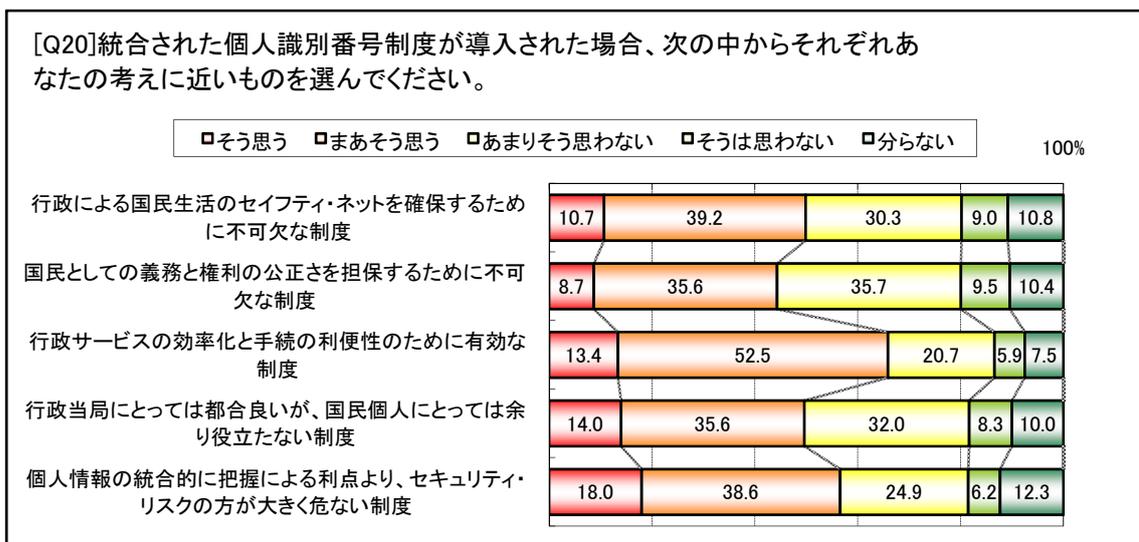
その中で、統一個人 ID には現行の住民票コードを採用することが適当とする意見が半数弱あるが、回答者の住民票コードに対する認知度が分散していることから、住民票コードに対する積極的評価だけではなく、新しい ID 制度創設を敬遠する消極的意見と見ることができる。

一方、すでに住民登録番号制度が社会基盤として定着している韓国では、この制度に対する肯定と否定の意見が拮抗していることは注目に値する。

1) 統一個人 ID の必要性・有効性

日本での調査結果では、肯定的意見として「行政サービスの利便性に有効」とするものが約 66%、「国民生活のセーフティネット確保のために不可欠」とするものが約 50%あり、統一個人 ID の必要性・有効性を肯定する意見が過半数を占める。

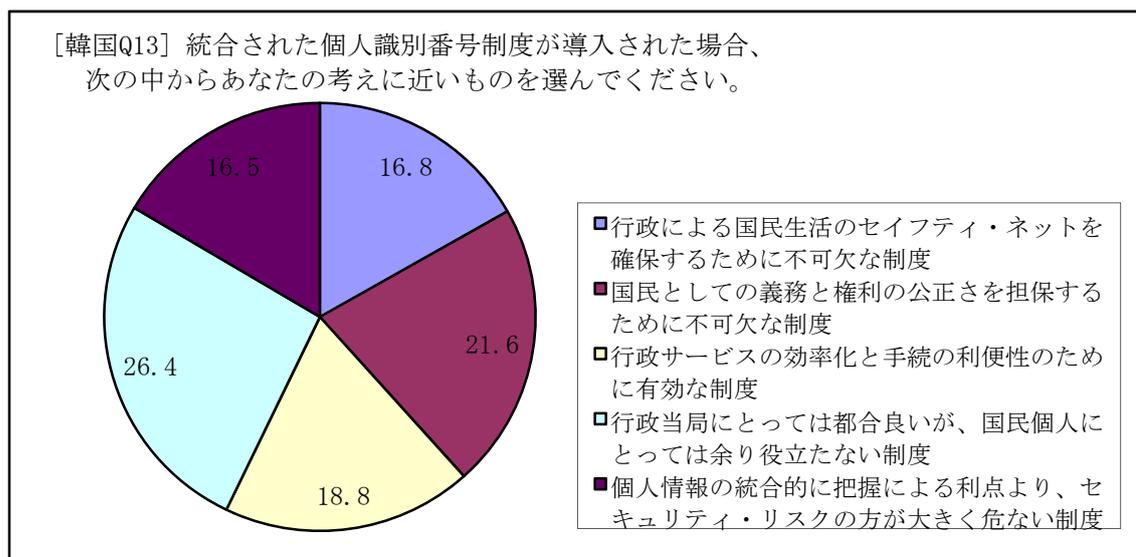
一方、統一個人 ID を懸念する意見として「利便性より情報セキュリティリスクが大きい」とするものが約 57%、「個人よりも行政にとって都合の良い制度」とするものが約 50%あることから、統一個人 ID に対する肯否の意見は拮抗している (Q20)。



ちなみに、統一個人 ID による行政サービスの効率化・利便性向上に肯定的な回答者の中で、情報セキュリティリスクを懸念する意見が約 58%と、情報セキュリティリスクを懸念する意見全体とほぼ同じ割合を示しており、大半の人

がリスクを認識した上での極めて健全な肯定的意見を持っていると見ることができる。

一方、韓国の統一個人 ID 制度である住民登録番号制度に関する調査結果では「個人よりも行政にとって都合の良い制度」と回答した割合が 26%と最も高く、次いで肯定的意見として国民の義務と権利のために必要とする意見が 22%となっており、統一個人 ID に対する日韓の意識の差がみられる(韓国 Q13)。



すなわち、日本では情報セキュリティを担保した上でのサービスの効率性や利便性への期待が大きいのに対し、韓国では肯定、否定を問わず公権力行使と国民権利のための制度という意識が強い。

2) 住民票コードに対する認知の状況

全国民を対象として 2002 年より施行された、日本における唯一の個人識別番号制度である住民票コードについて、自分の住民票コードが判るとする回答は 38%、住民票コードの通知は受取ったが自分の住民票コードは忘れた、あるいは通知書をなくしたという回答は 27%あり、これ等の回答を含め住民票コードの存在を認知している回答は約 66%である。一方、住民票コードの存在を認知していない回答には、通知書を受取っていない、あるいは受取ったことを忘れたという回答が多く、明確に住民票コードに反対とする回答も 1%あった。住民票コードの用途は付記転出入届等に制限されており、使う機会が非常に少ないにも関わらず過半数の回答者が認知していることは注目すべき点である。

2. 個人情報の共有や活用に関する意識

統一個人 ID による新しい官民サービスへの期待は大きく、特に医療・保健と救急・防災の両分野が回答者の年代を問わず上位を占めている。しかし、これらの分野のサービスに必要な個人情報の複合的利用については否定的意見が多く、新しいサービスの価値とリスクの二者択一ではなく両者の均衡で判断すべき問題であることを示している。

一方、同様に複合的利用に否定的な意見が多数を占めた所得・資産に関する個人情報では、これ等の個人情報を複合的に利用したサービスに対しても否定的な意見が多い。この傾向は韓国でも同様で、過半数の人が法律で禁止すべきと回答した個人情報の数は日本の結果を上回った。この結果では、相対的に韓国のほうが個人情報意識の強いことが窺えた。

1) 統一個人 ID による新しいサービスへの期待

日本の調査では、行政手続ワンストップ（85%）、救急・被災者個人化サービス（84%）、健康保険・年金・介護の個人化サービス（82%）、出産・育児等ライフイベント・プッシュ型サービス（80%）、医療・健診分野の個人情報共有（77%）の5分野への期待が上位を占める。

年代別には、60～70歳代の高齢者層は健康保険・年金・介護分野（86%）、20～30歳代の若年層はライフイベント分野（86%）に期待が大きい傾向があるが、それ以外は年代別に大きなばらつきは見られない。

統一個人 ID に肯定的な回答と新しいサービスへの期待は強い相関が見られ、例えば統一個人 ID は行政サービス利便性に有効とする回答者の93%は、行政手続ワンストップサービスに対する期待が大きい。

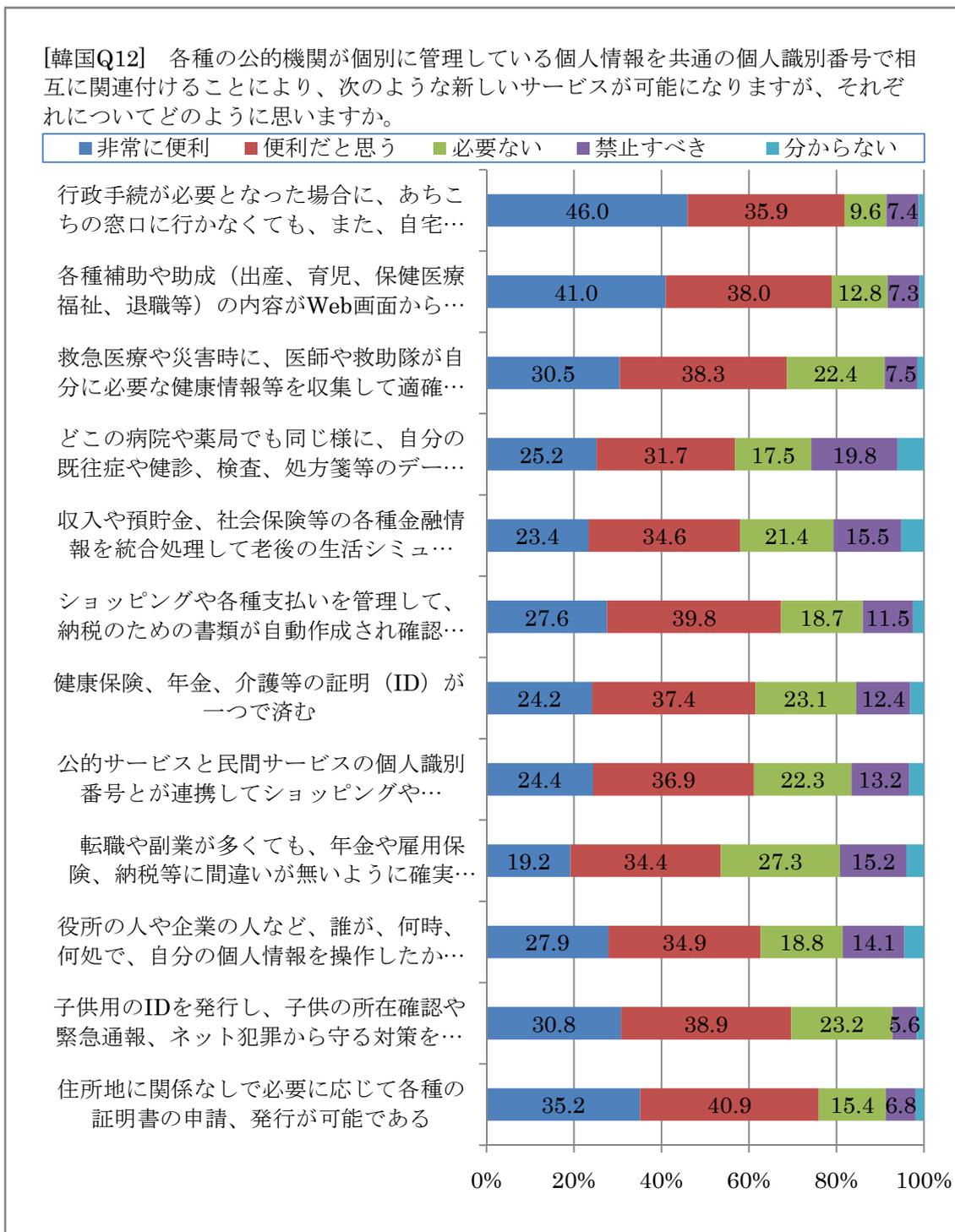
逆に不必要あるいは禁止すべきという回答が50%超のサービスには、個人の所得・資産を統合把握した老後生活シミュレーション、税申告のための収入・控除等の金額の自動収集、官民サービスの個人化連携等があり、この意識は統一個人 ID の賛否に関係なく均等に分布している（Q14）。

[Q14]各種の公的機関が個別に管理している個人情報を共通の個人識別番号で相互に関連付けることにより、次のようなサービスが可能になりますが、それぞれについてどのように思いますか。

□非常に便利と思う □あれば便利と思う □必要ない □このサービスは禁止すべき □分からない



韓国では全般的に期待の度合いは日本より高く、行政手続ワンストップ（82%）、出産・育児等ライフイベント・プッシュ型サービス（79%）、救急・被災者個人化サービス（69%）、子供の所在確認や緊急通報（69%）、税申告のための収入・控除等の金額の自動収集（67%）の5分野が上位を占めた（韓国 Q12）。



特に、日本で否定的であった税申告のための収入・控除等の金額の自動収集と官民サービスの個人化連携に多くの人が利便性を感じていることが日本の結果と大きく異なっており、このような日韓の意識の相違は、統一個人 ID の利活用範囲を検討する上で注目すべき点である。

2) 個人情報の共有・活用の範囲

これ等の新しいサービスのために個人情報を本人の了解なくサービス提供者が共有・活用することに関する意識については、日韓ともほぼ同様の傾向が現れた。

日本では、個人情報の共有・活用を禁止あるいは制限すべきとする回答が過半数を占める項目には、生体情報（67%）、金融与信情報（66%）、年収・財産情報（66%）、顔写真（63%）、病歴・健康情報（60%）、家族の名前（52%）がある。

病歴・健康情報を禁止すべき項目とした回答者も、統一個人 ID によって期待できるサービスとして医療・健診分野および救急・被災時での情報共有化についてほぼ全体と同率で有益であると回答している。このことは、禁止すべき項目であっても個人情報を利活用するサービスの価値が高ければ一律に禁止する必要はないという意識の表れと見ることもできる。

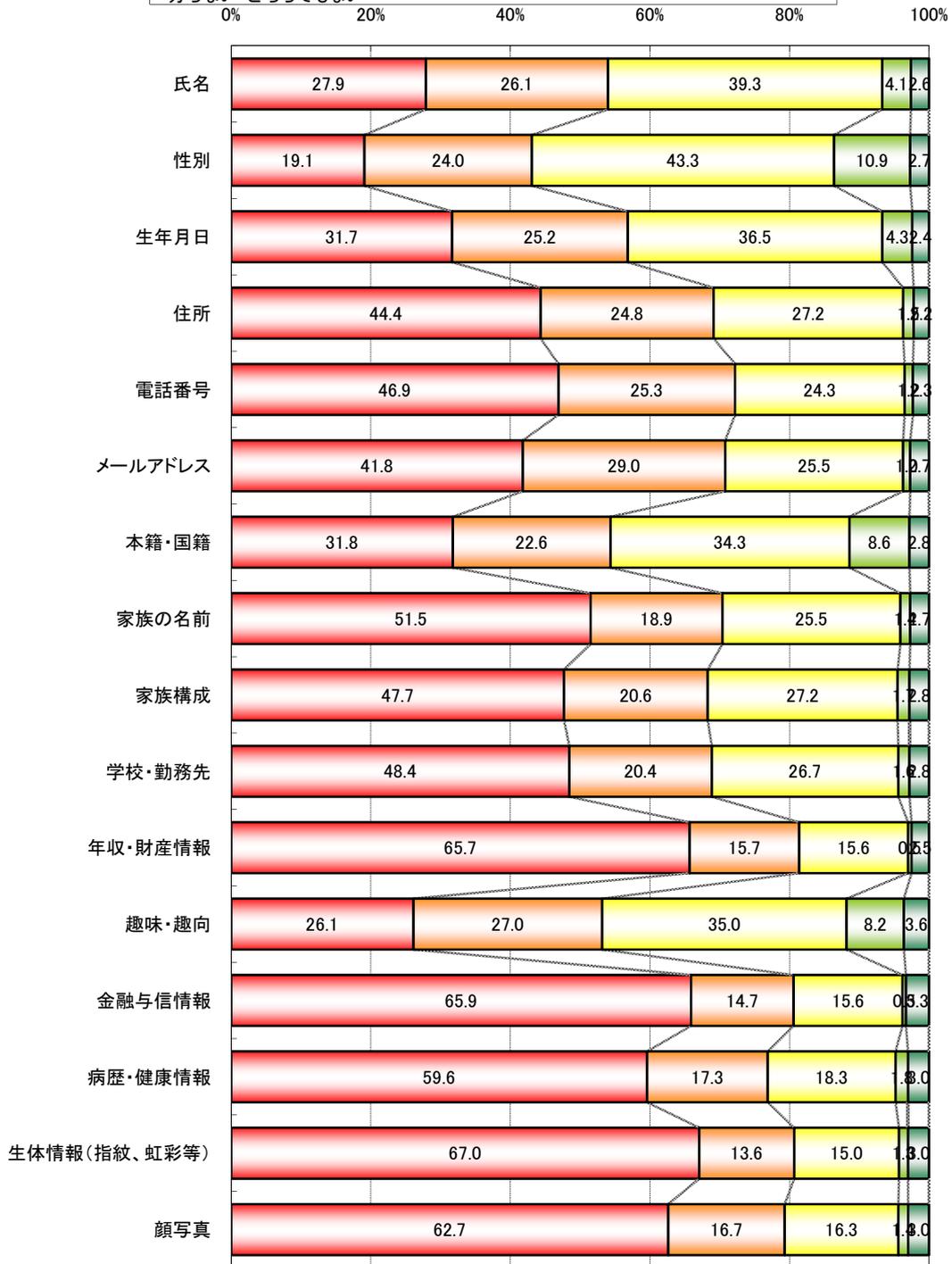
一方、所得・資産情報を禁止すべき項目とする回答は、税申告のための収入・控除等の金額の自動収集サービスを禁止すべきとした回答者の80%あり、全体の66%から大きく突出している。サービスの価値に比べて情報セキュリティリスクが大きいという意識の表れと見ることができる。

このことは、個人情報の共有・利用に関して画一的な議論をするのではなく、サービス分野ごとにサービスの価値（利益）とリスクのバランスを踏まえた、きめ細かい議論が必要なことを示している（Q11）。

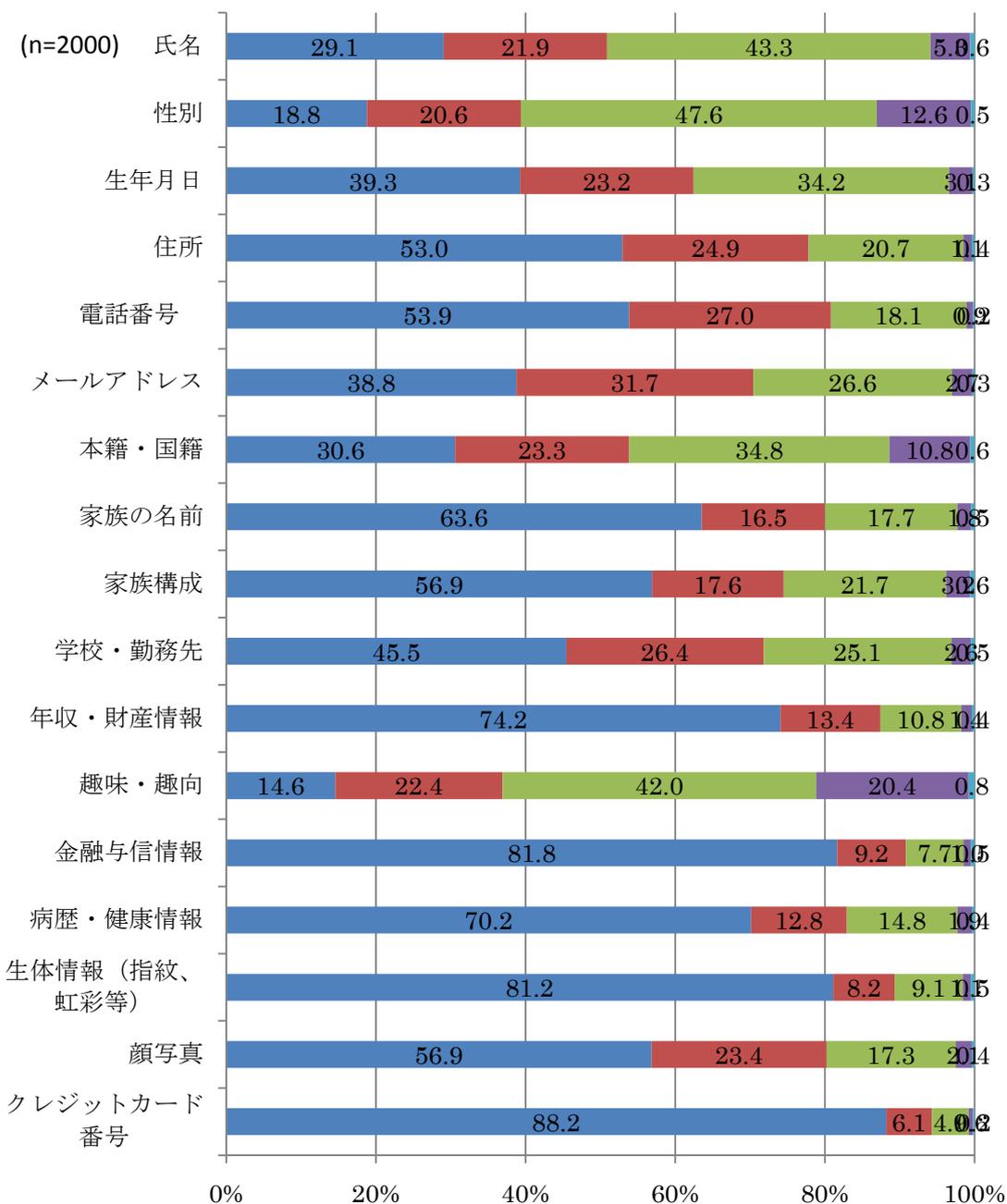
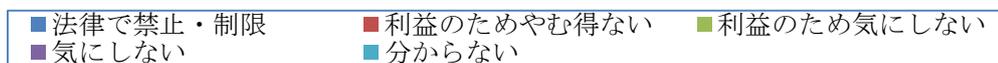
一方、韓国では、禁止すべきとする強い主張は日本に比べて韓国のほうが顕著であり、全般的に個人情報保護に対する意識は韓国のほうが強い傾向を示している。すなわち、クレジットカード番号（88%）、金融与信情報（82%）、生体情報（81%）、年収・財産情報（74%）、病歴・健康情報（70%）、家族の名前（64%）、家族構成（57%）、顔写真（57%）、電話番号（54%）、住所（53%）で、過半数以上の人個人が個人情報の共有・利用を禁止あるいは制限すべきと回答している（韓国 Q7）。

[Q11]あなたの個人情報があなたの知らないうちに第三者（企業や役所を含む）に知られる可能性について、次の個人情報の各項目についてあなたのお考えに近いものを選んでください。

- 法律で禁止あるいは制限すべき
- 自分の利益のためならやむを得ない
- 自分の不利益にならなければ気にしない
- 全く気にしない
- 分らない・どちらでもない



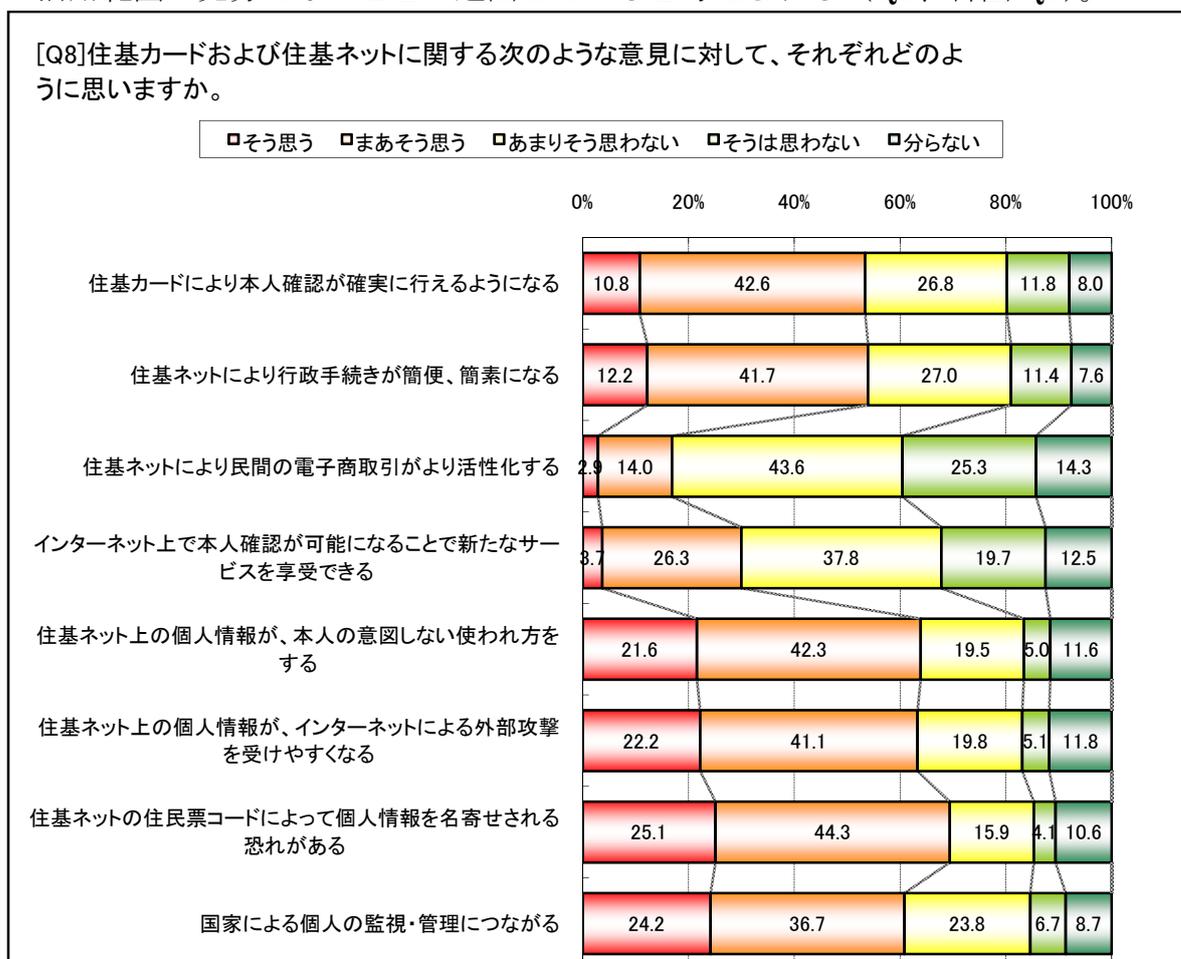
[韓国Q7] あなたの個人情報があなただの知らないうちに第三者（企業や役所を含む）に知らせる可能性について、次の個人情報の各項目についてあなたのお考えに近いものを選んでください

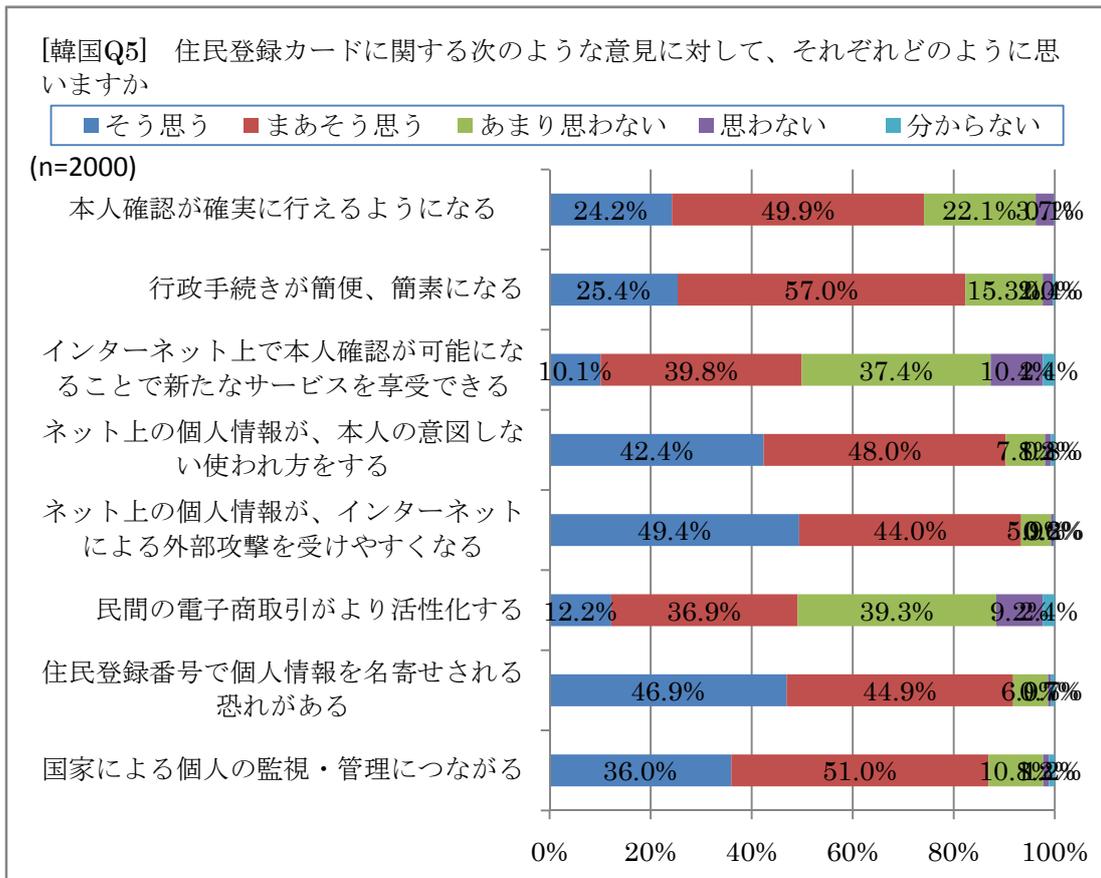


3) 統一個人 ID 制度に関する意識

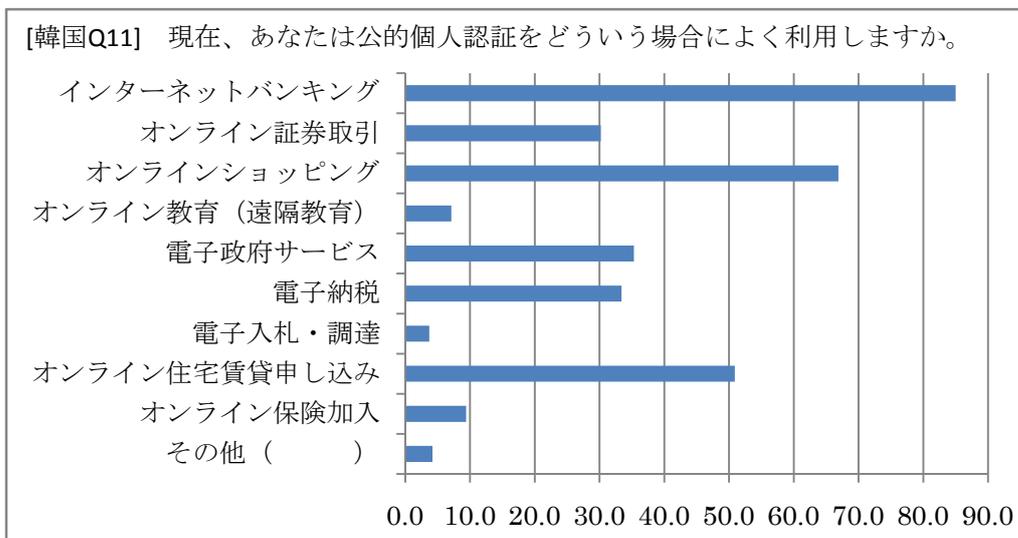
日本で全国民を対象とした唯一の個人識別番号制度である住基ネットによって管理される住民票コードについて個人情報の名寄せを警戒する意見が69%、国家による個人監視を警戒する意見も61%ある。また、韓国では現行の住民登録番号制度に対する警戒感をもつ回答者は90%前後に及んだ。総じて、韓国民のほうがセキュリティに対する危機意識が高いことが背景にあると考えられる。

一方、「本人確認が確実にできる」「行政手続きが簡素になる」といった利点については、それぞれ74%、82%と大半の人が肯定的である。この結果は、韓国では社会基盤として住民登録番号が定着し、官民を問わず様々なサービスで利活用されている背景には韓国国民の厳しい監視の目があることを示している。日本では住民票コードあるいは住基ネットの主務行政機関の説明責任ならびに活用範囲が充分でないことが起因していると考えられる (Q8、韓国 Q5)。





また、韓国で公的個人認証を活用している場面としては、インターネットバンキング（85%）、オンラインショッピング（67%）、住宅賃貸申込（51%）等の民間での利用に対して、電子政府での利用は35%に留まっている。これは、相対的に利用機会の多い民間サービスでの活用が行われている結果であると考えられる。（韓国 Q11）



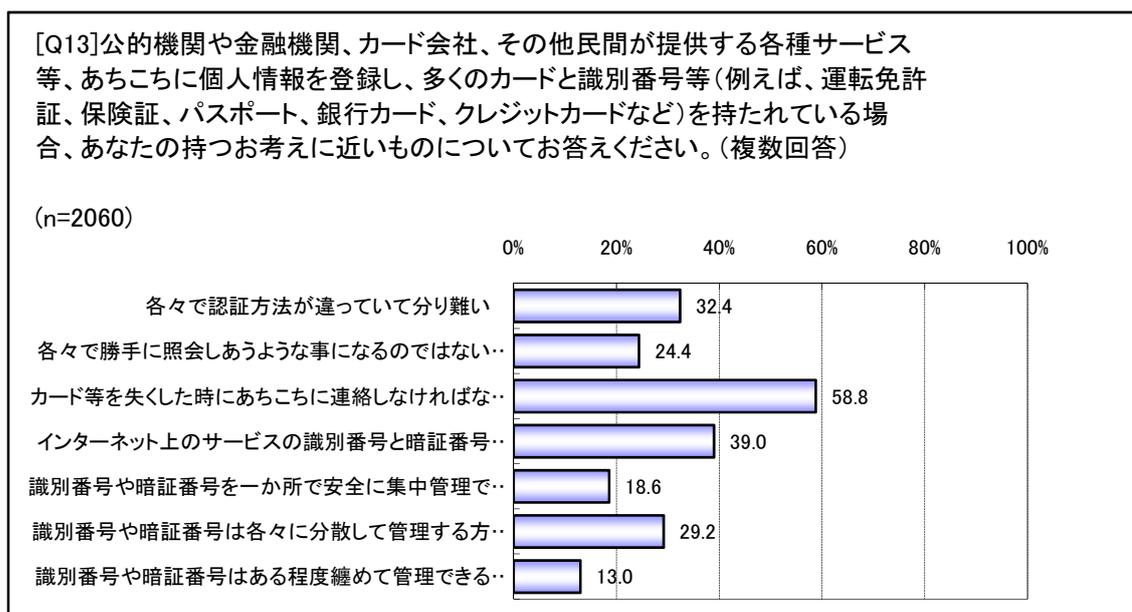
3. 統一個人 ID 制度の導入・運用管理に関する意識

日本の調査では、統一個人 ID の管理体制については新しい専任の国の機関が必要とする意見が過半数を占めており、既存の行政機関が兼務することに対する不信感の表れとも理解できる。

また、統一個人 ID の格納媒体を本人選択方式にすべきという意見が概ね半数あり、特定の媒体の限定することに対する煩雑さが敬遠されている。住基カード保持者に住基カードを媒体とすべきという意見が多いのも、既に持っている媒体を利用したいという意識の表れであり、本人選択方式による選択の一つである。

1) 統一個人 ID 制度の導入に関する意識

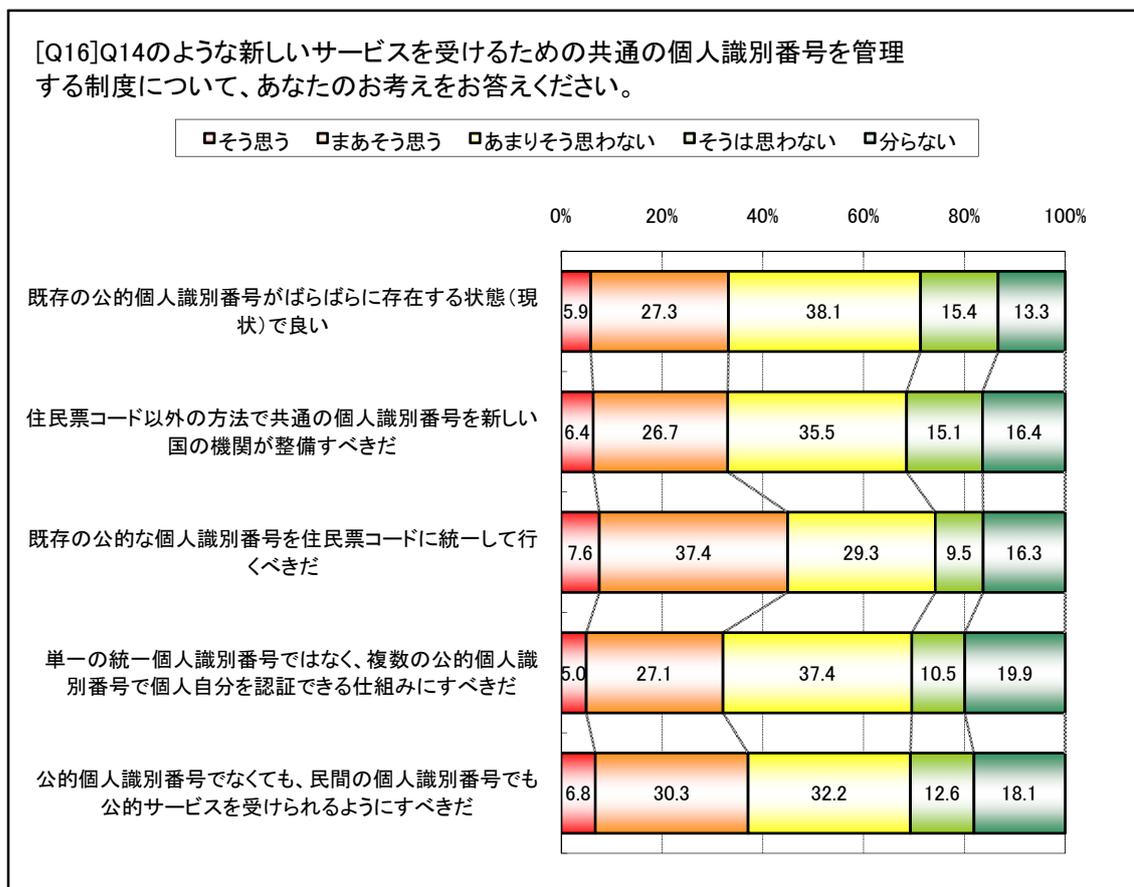
日本では、複数の識別番号を持っていることについて、「不便である・まとめて管理できるほうが良い」とする意見が75%と大勢を占め、「分散して管理すべき」という意見を大きく上回った (Q13)。



しかし、日本における統一個人 ID の具体的な形態に関する意識は現状では定着しておらず、設問で用意した5つの選択肢について「分からない」という回答が15%程度、中間的回答が30%程度と最も大きな割合を占めている。

共通化の方法では、「住民票コードに統一すべき」という回答が45%と最も大きな割合を占めているが、この回答者の中には住民票コードを全く認知していない人が30%含まれており、必ずしも積極的な意見とは考えにくい(Q16)。すなわち、現行住民票コードが統一個人コードに相応しいという積極的な意識でなく、新しい統一個人 ID 創設に対する拒否感の表れと見ることもできる。

統一個人 ID について、設問で提示したいずれの形態も分からないとする回答が 10% を超えており、この割合は統一個人 ID の必要性に肯定的な回答者についても同様であり、統一個人 ID の必要性は肯定しても、具体的なイメージを持っていない人が多いことを表している。

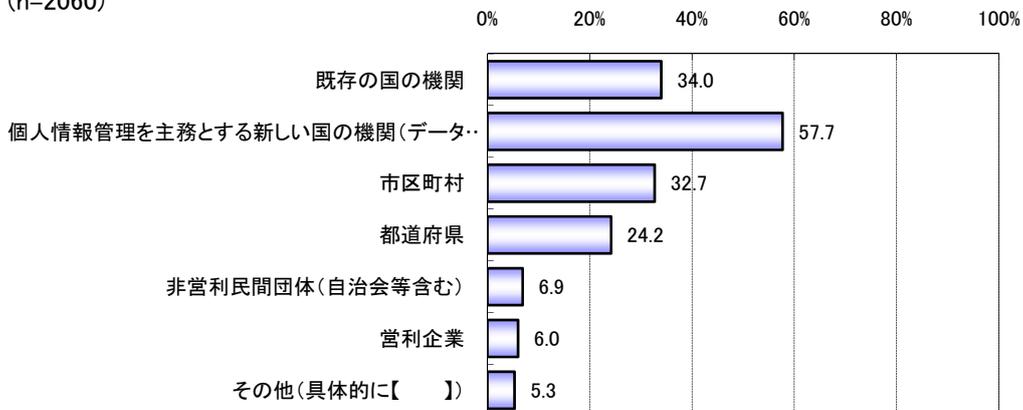


2) 統一個人 ID 制度の運用管理に関する意識

日本では、統一個人 ID 管理を主務とする新しい国の機関が必要とする回答が 58% と過半数を占める半面、既存の国の機関による管理と市町村による管理が共に 30% 程度の支持に留まった (Q18)。

[Q18]統合された個人識別番号を管理する組織として信頼できるものを3つまで選んでください。

(n=2060)

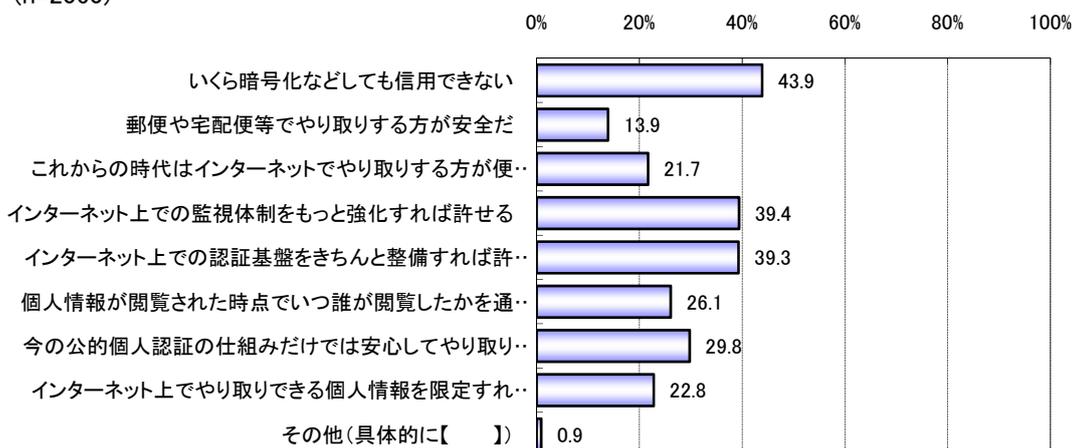


インターネット上での情報セキュリティのあり方に関する意識としては、「いくら暗号化しても信用できない」と「インターネット上での監視体制や認証基盤を整備すべき」という意見がともに40%前後ある(Q12)。

[Q12]前問のような個人情報がインターネットでやり取りされる場合、あなたの考え方に近いものを3つ以内でお答えください。

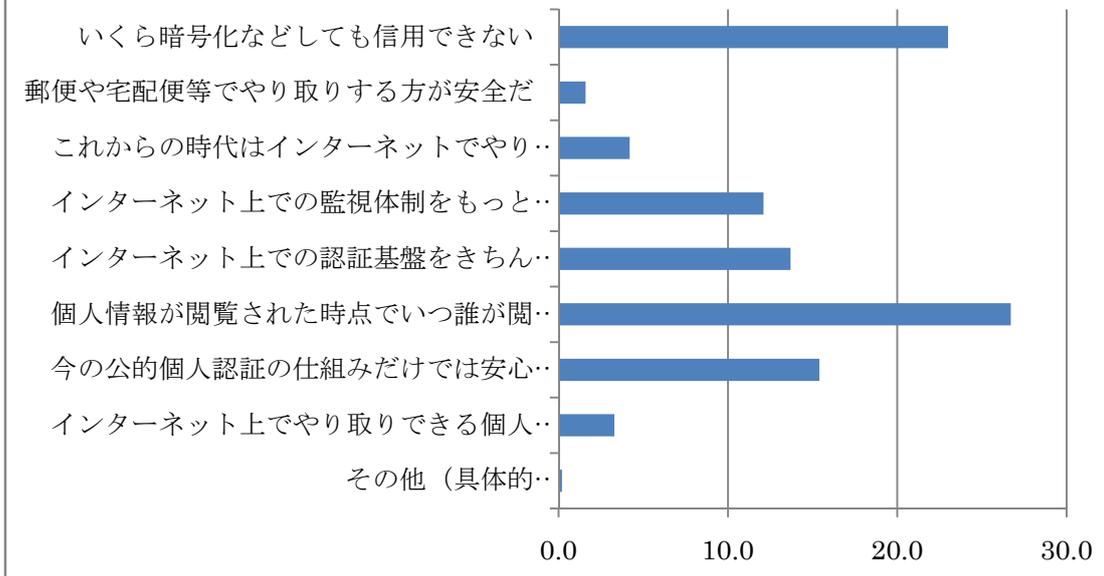
インターネットでやり取りされる場合は、強固な暗号技術が用いられて改ざんやなりすましはできないものとします。

(n=2060)



この傾向は韓国でもほぼ同様であり、個人情報閲覧履歴通知を含めた仕組み・制度の充実を求める意見が主流を占めた(韓国 Q8)。

【韓国Q8】 個人情報インターネットでやり取りされる場合、あなたの考え方に近いものをお答えください。ネットでやり取りされる場合は、強固な暗号技術が用いられて改ざんやなりすましはできないものとします。



IV. 結論

今回の調査によって、日本において個人情報の複合的利用による新しい官民サービスへの期待と、そのために統一個人番号が必要であるとする意識が高いことが明らかになった。一方、その実現のためには、統一個人コードの具体的な体系、情報セキュリティおよび透明性の高い管理体制に対する解決策が求められている。

住民登録番号という統一個人 ID を 1968 年より施行してきた韓国では、制度自体が社会基盤の上で定着している。特に住民登録番号がインターネットバンキングやオンラインショッピングなど生活場面に深く根付いている背景には、民間利用への開放と同時に、韓国国民の強い監視の目に裏付けされた信頼性が感じられた。日本での統一個人 ID の議論で最も欠けているのはこの点であり、国民の監視に耐えうる高い透明性が求められる。

今回の調査を通じて、モデル・サービスとして医療・保険分野あるいは救急・防災分野への統一個人 ID の適用が考えられるが、同時に統一個人 ID の信頼性を担保する政策的な仕組み作りも重要であることが明確になったと言える。

統一個人 ID 制度の導入に関しては、議論すること自体がタブー視されてきた。そのため、日本では国民的なコンセンサスが醸造されておらず、今回のアンケートにおいても統一個人 ID の導入方法については意見に拡散が見られた。

統一個人 ID をベースとした利便性向上や安心・安全な社会構築に対する期待感は強く感じられたことから、国民向けサービスの向上を前提とした社会基盤としての統一個人 ID 導入に対する真摯なビジョンの提示と国民的論議が必要な時期に来ていると言える。

<付 録>

アンケート結果の詳細

日本向けアンケート

Q1	あなたが色々な商取引や役所の手続で本人確認のためによく利用するものを選んでください。(複数回答可)	
		%
1	パスポート	10.7
2	運転免許証	83.7
3	障害者手帳	1.2
4	年金手帳	3.1
5	敬老手帳	0.2
6	住民票	14.9
7	住基カード(住民基本台帳カードの略※1)	5.6
8	公的資格の免許証あるいは証明書	2.1
9	戸籍謄本または抄本	8.9
10	学生証	0.2
11	健康保険証	43.7
12	その他【 】	0.1
13	なし	0.6
	全体	2060

Q2	磁気カード(クレジットカード、キャッシュカードなど)の用途・利用について、あなたの持つイメージをそれぞれお答えください。 (単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2060	5.4	43.7	36.9	12.1	1.8
2	便利である	2060	46.5	47.8	4.0	0.8	0.9
3	必要である	2060	35.6	49.3	10.8	3.2	1.1
4	馴染みやすい	2060	21.0	51.4	19.8	6.0	1.8

Q3	IC 機能付きカード(スイカ、イコカ、IC クレジットカードなど)の用途・利用について、あなたの持つイメージをそれぞれお答えください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2060	10.2	47.3	30.4	7.5	4.5
2	便利である	2060	41.8	45.6	7.0	2.1	3.4
3	必要である	2060	24.8	40.0	23.0	8.2	4.1
4	馴染みやすい	2060	17.8	41.7	27.2	8.5	4.8

Q4	IC機能付き携帯電話(おサイフケータイ等)の用途・利用について、あなたの持つイメージをそれぞれお答えください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2060	2.9	22.2	42.6	23.7	8.6
2	便利である	2060	17.4	36.3	26.9	12.1	7.2
3	必要である	2060	6.1	13.6	39.2	33.9	7.2
4	馴染みやすい	2060	5.2	15.6	39.6	30.8	8.8

Q5	住基カード(住民基本台帳カードの略をお持ちですか、もしくは、今後入手する予定がありますか。(単一回答))	%
1	持っている	19.5
2	今後取得するつもり	14.9
3	今後取得しない	24.4
4	分らない	41.3
	全体	2060

Q6	住基カードおよび住基ネット(住民基本台帳ネットワークの略※2)について、あなたの持つイメージをお答えください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2060	5.8	28.1	39.3	18.9	7.9
2	便利である	2060	6.6	26.7	37.9	21.3	7.6
3	必要である	2060	4.6	17.3	41.8	28.9	7.4
4	馴染みやすい	2060	2.2	8.9	41.7	39.8	7.5

Q7	住基ネット運用開始時(2002年8月)に、住民基本台帳に記載されている人全員に住民票コードが割り当てられ本人に通知されました。あなたも通知を受け取っているはずですがそのことについて次の中からあなたに当てはまるものをひとつお答えください。(単一回答)	%
1	自分の住民票コードを知っている、あるいは通知書を見れば分かる	38.0
2	通知書は受け取ったが自分の住民票コードは忘れた、あるいは通知書を紛失した	26.7
3	通知書は受け取ったが何のことだか判らなかったので廃棄した	1.4
4	通知書は受け取ったが住基ネットに反対なので破棄した	1.1
5	通知書を受け取っていない、あるいは通知書が来たことを忘れた	32.9
	全体	2060

Q8	住基カードおよび住基ネットに関する次のような意見に対して、 それぞれどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わ ない	そうは思わない	分らない
1	住基カードにより本人確認が確実にできるようになる	2060	10.8	42.6	26.8	11.8	8.0
2	住基ネットにより行政手続きが簡便、簡素になる	2060	12.2	41.7	27.0	11.4	7.6
3	住基ネットにより民間の電子商取引がより活性化する	2060	2.9	14.0	43.6	25.3	14.3
4	インターネット上で本人確認が可能になることで新たなサービスを 享受できる	2060	3.7	26.3	37.8	19.7	12.5
5	住基ネット上の個人情報が、本人の意図しない使われ方を する	2060	21.6	42.3	19.5	5.0	11.6
6	住基ネット上の個人情報が、インターネットによる外部攻撃を受け やすくなる	2060	22.2	41.1	19.8	5.1	11.8
7	住基ネットの住民票コードによって個人情報を名寄せされる恐れ がある	2060	25.1	44.3	15.9	4.1	10.6
8	国家による個人の監視・管理につながる	2060	24.2	36.7	23.8	6.7	8.7

Q9	インターネットによる役所への手続で電子的に署名する手段として住基カードを利用した公的個人認証制度がありますが、これが余り普及していない原因についてあなたのお考えに近いものを3つまで選んでください。（複数回答）	%
1	取得するための手続きが面倒だから	46.5
2	手数料がかかるから	23.2
3	あまり便利そうじゃないから	31.7
4	マスコミ等で批判されていたから	5.9
5	紙の方が使用できるから	6.0
6	仕組みが得体が知れないから	37.6
7	日本の国民性に合わないから	13.0
8	役所が積極的ではないから	19.2
9	その他(具体的に【 】)	4.1
10	わからない	6.6
11	そのような制度を知らない	15.2
	全体	2060

Q10	あなたは、ご自身の知られたくないと思う個人情報が、意図せず流出・漏えいするよ うな事態に遭遇したことがありますか。(単一回答)	%
1	ない	14.1
2	多分ないと思う	41.4
3	ある	32.5
4	分からない	12.0
	全体	2060

Q11	あなたの個人情報があなたの知らないうちに第三者(企業や役所を含む)に知られる可能性について、 次の個人情報の各項目についてあなたのお考えに近いものを選んでください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			法律で禁止あるいは制限すべき	自分の利益のためならやむを得ない	自分の不利益に ならなければ気にしない	全く気にしない	分らない・どちらでもない
1	氏名	2060	27.9	26.1	39.3	4.1	2.6
2	性別	2060	19.1	24.0	43.3	10.9	2.7
3	生年月日	2060	31.7	25.2	36.5	4.3	2.4
4	住所	2060	44.4	24.8	27.2	1.5	2.2
5	電話番号	2060	46.9	25.3	24.3	1.2	2.3
6	メールアドレス	2060	41.8	29.0	25.5	1.0	2.7
7	本籍・国籍	2060	31.8	22.6	34.3	8.6	2.8
8	家族の名前	2060	51.5	18.9	25.5	1.4	2.7
9	家族構成	2060	47.7	20.6	27.2	1.7	2.8
10	学校・勤務先	2060	48.4	20.4	26.7	1.6	2.8
11	年収・財産情報	2060	65.7	15.7	15.6	0.5	2.5
12	趣味・趣向	2060	26.1	27.0	35.0	8.2	3.6
13	金融与情報	2060	65.9	14.7	15.6	0.5	3.3
14	病歴・健康情報	2060	59.6	17.3	18.3	1.8	3.0
15	生体情報(指紋、虹彩等)	2060	67.0	13.6	15.0	1.3	3.0
16	顔写真	2060	62.7	16.7	16.3	1.4	3.0

Q12	前問のような個人情報がインターネットでやり取りされる場合、あなたの考え方に近いものを3つ以内でお答えください。インターネットでやり取りされる場合は、強固な暗号技術が用いられて改ざんやなりすましはできないものとしします。(複数回答)	%
1	いくら暗号化などしても信用できない	43.9
2	郵便や宅配便等でやり取りの方が安全だ	13.9
3	これからの時代はインターネットでやり取りの方が便利だ	21.7
4	インターネット上での監視体制をもっと強化すれば許せる	39.4
5	インターネット上での認証基盤をきちんと整備すれば許せる	39.3
6	個人情報が閲覧された時点でいつ誰が閲覧したかを通知されれば許せる	26.1
7	今の公的個人認証の仕組みだけでは安心してやり取りできない	29.8
8	インターネット上でやり取りできる個人情報を限定すれば許せる	22.8
9	その他(具体的に【 】)	0.9
	全体	2060

Q13	公的機関や金融機関、カード会社、その他民間が提供する各種サービス等、あちこちに個人情報を登録し、多くのカードと識別番号等(例えば、運転免許証、保険証、パスポート、銀行カード、クレジットカードなど)を持たれている場合、あなたの持つお考えに近いものについてお答えください。(複数回答)	%
1	各々で認証方法が違っていて分り難い	32.4
2	各々で勝手に照会しあうような事になるのではないかと不安だ	24.4
3	カード等を失くした時にあちこちに連絡しなければならないのは不便だ	58.8
4	インターネット上のサービスの識別番号と暗証番号は覚えきれなくなってきた	39.0
5	識別番号や暗証番号を一か所で安全に集中管理できるならそれを利用したい	18.6
6	識別番号や暗証番号は各々に分散して管理する方が安全だと思う	29.2
7	識別番号や暗証番号はある程度纏めて管理できる方が良い	13.0
	全体	2060

Q14	各種の公的機関が個別に管理している個人情報を共通の個人識別番号で相互に関連付けることにより、次のようなサービスが可能になりますが、それぞれについてどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			非常に便利と思う	あれば便利と思う	必要ない	このサービスは禁止すべき	分からない
1	行政手続が必要となった場合に、あちこちの窓口に行かなくても、また、自宅からでも一度で済ますことができる	2060	25.3	59.4	9.3	1.2	4.8
2	各種補助や助成(出産、育児、保健医療福祉、退職等)の内容が Web 画面から簡単に取得でき、適切な申請がその場で行える	2060	22.4	57.4	12.9	1.8	5.4
3	救急医療や災害時に、医師や救助隊が自分に必要な健康情報等を収集して適切な処置をしてくれる	2060	27.0	57.3	9.7	0.6	5.4
4	どこの病院や薬局でも同じ様に、自分の既往症や健診、検査、処方箋等のデータを直ぐ呼び出せる	2060	24.3	52.7	15.3	2.5	5.2
5	収入や預貯金、社会保険等の各種金融情報を統合処理して老後の生活シミュレーションができる	2060	5.3	28.8	50.5	8.9	6.4
6	ショッピングや各種支払いを管理して、納税のための書類が自動作成され確認できる	2060	6.7	30.8	46.6	8.3	7.6
7	地域活動やボランティアに参加するとポイントが自動的に貯まる	2060	9.4	38.5	39.6	2.7	9.8
8	健康保険、年金、介護等の証明(ID)が一つで済む	2060	18.9	57.9	13.6	1.7	7.8
9	公的サービスと民間サービスの個人識別番号とが連携してショッピングや金融、健康管理等のサービスが適確に提供される	2060	7.3	32.2	42.6	7.4	10.4
10	転職や副業が多くても、年金や雇用保険、納税等に間違いが無いように確実に管理できる	2060	22.7	48.5	18.6	2.0	8.1

Q14	各種の公的機関が個別に管理している個人情報を共通の個人識別番号で相互に関連付けることにより、次のようなサービスが可能になりますが、それぞれについてどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			非常に便利と思う	あれば便利と思う	必要ない	このサービスは禁止すべき	分からない
11	役所の人や企業の人など、誰が、何時、何処で、自分の個人情報を操作したか履歴を管理できる	2060	27.9	43.6	15.0	6.3	7.2
12	自分が何時、何処に居たかを必要に応じて確実に証明できる	2060	8.4	33.3	42.2	7.2	8.8
13	子供用の ID を発行し、子供の所在確認や緊急通報、ネット犯罪から守る対策を講じる	2060	14.3	48.6	22.9	1.8	12.4
14	老人介護のために、独居老人の状態確認、緊急通報などに役立つ	2060	21.7	60.4	10.1	0.5	7.2
15	訪問者や電話の相手、メールの相手等の身分証明を確実に判別できる	2060	16.1	53.3	20.0	2.0	8.6
16	インターネット上のサービスの ID も安全に一元化できる	2060	13.3	44.6	25.4	3.6	13.1

Q16	Q14のような新しいサービスを受けるための共通の個人識別番号を管理する制度について、あなたのお考えをお答えください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	既存の公的個人識別番号がばらばらに存在する状態(現状)が良い	2060	5.9	27.3	38.1	15.4	13.3
2	住民票コード以外の方法で共通の個人識別番号を新しい国の機関が整備すべきだ	2060	6.4	26.7	35.5	15.1	16.4
3	既存の公的な個人識別番号を住民票コードに統一して行くべきだ	2060	7.6	37.4	29.3	9.5	16.3
4	単一の統一個人識別番号ではなく、複数の公的個人識別番号で個人自分を認証できる仕組みにすべきだ	2060	5.0	27.1	37.4	10.5	19.9
5	公的個人識別番号でなくても、民間の個人識別番号でも公的サービスを受けられるようにすべきだ	2060	6.8	30.3	32.2	12.6	18.1

Q17	統合された個人識別番号を格納して使う装置として望ましいものはなんですか。最もあてはまるものをひとつお選びください。(単一回答)	%
1	住基カード等のICカード	36.3
2	パソコンのハードディスクやUSBメモリなどの媒体	3.5
3	IC機能付き携帯電話	3.9
4	IC機能付きの電子手帳等	1.1
5	IC機能付きの腕時計やネックレス	0.4
6	個人のライフスタイルに応じて自由に選択できる	49.3
7	自分の頭で記憶するので装置は不要	3.5
8	その他【 】	2.0
	全体	2060

Q18	統合された個人識別番号を管理する組織として信頼できるものを3つまで選んでください。	%
1	既存の国の機関	34.0
2	個人情報管理を主務とする新しい国の機関(データ保護庁等が海外では存在している)	57.7
3	市区町村	32.7
4	都道府県	24.2
5	非営利民間団体(自治会等含む)	6.9
6	営利企業	6.0
7	その他(具体的に【 】)	5.3
	全体	2060

Q19	統合された個人識別番号によるサービスを受けるために個人識別番号発行等の手数料がかかるとすると、その金額はどの程度が適切と考えますか？安全に希望するサービスを全て受けられるとします。最も望ましいものと、次に望ましいものを以下の中からお選びください。(単一回答)	全体	1	2	3	4
			公的個人認証取得時の手数料(500円)程度	1000円程度	安全で便利なら1000円以上でも構わない	個人負担なし
	1位	2060	24.7	5.1	7.1	63.0
	2位	2060	61.3	16.1	7.8	14.8

Q20	統合された個人識別番号制度が導入された場合、次の中からそれぞれあなたの考えに近いものを選んでください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	行政による国民生活のセーフティ・ネットを確保するために不可欠な制度	2060	10.7	39.2	30.3	9.0	10.8
2	国民としての義務と権利の公正さを担保するために不可欠な制度	2060	8.7	35.6	35.7	9.5	10.4
3	行政サービスの効率化と手続の利便性のために有効な制度	2060	13.4	52.5	20.7	5.9	7.5
4	行政当局にとっては都合良いが、国民個人にとっては余り役立たない制度	2060	14.0	35.6	32.0	8.3	10.0
5	個人情報の統合的に把握による利点より、セキュリティ・リスクの方が大きく危ない制度	2060	18.0	38.6	24.9	6.2	12.3

Q21	統合された個人識別番号に基づく証明書が導入された場合、どのような機能として利用できると思いますか。 【その他以外必須】(単一回答)	全体	1	2	3	4	5	無回答
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない	
1	名前、生年月日等を確認する身分証明書	2060	34.0	50.1	8.4	3.4	4.1	0.0
2	住民登録番号で個人を識別する社会 ID	2060	25.8	47.2	15.4	4.0	7.6	0.0
3	国民であることの証明書	2060	27.8	44.3	18.0	5.4	4.6	0.0
4	成人であることを証明する手段	2060	23.8	44.5	20.4	6.2	5.0	0.0
5	犯罪などを取り締まる手段	2060	15.2	32.2	32.7	10.2	9.7	0.0
6	行政機関が活用する本人確認手段	2060	26.7	53.6	11.0	3.3	5.3	0.0
7	インターネットで本人確認する手段	2060	17.7	41.5	24.4	8.6	7.8	0.0
8	電子政府サービスにおける本人確認手段	2060	21.8	46.6	18.5	4.6	8.4	0.0
9	商取引における本人確認手段	2060	13.7	38.0	28.4	9.4	10.5	0.0
10	その他(具体的に【 】)	2060	1.9	2.5	6.8	0.8	50.7	37.2

Q22	あなたの年齢をお答えください。(単一回答)	N
1	20 歳代	130
2	30 歳代	468
3	40 歳代	433
4	50 歳代	418
5	60 歳代	434
6	70 歳以上	177
	全体	2060

Q23	あなたの職業等をお答えください。(単一回答)	N
1	公務員	53
2	教員	29
3	会社役員	69
4	会社員	687
5	自営業	158
6	自由業	87
7	学生	3
8	専業主婦	593
9	その他【 】	381
	全体	2060

2. 韓国向けアンケート

Q1	あなたが色々な商取引や役所の手続で本人確認のためによく利用するものを選んでください。(複数回答可)	
		%
1	住民登録証	83.5
2	運転免許証	62.1
3	パスポート	11.7
4	健康保険証	12.2
5	住民票	17.6
6	戸籍謄本	6.6
7	障害者手帳	2.4
8	国家有功者証明書	0.5
9	学生証	6.0
10	公的資格の免許証	2.2
11	その他	1.1
	全体	2000

Q2	現在、韓国の住民登録証明書はどのような機能をすると考えていますか。(単一回答)	全体	1	2	3
			そう思う	そうは思わない	分らない
1	名前、生年月日等を確認する身分証明書	2000	95.7	4.2	0.2
2	住民登録番号で個人を識別する社会 ID	2000	89.2	10.6	0.4
3	国民であることの証明書	2000	89.8	10.1	0.2
4	成人であることを証明する手段	2000	86.7	13.3	0.1
5	犯罪などを取り締まる手段	2000	70.8	27.9	1.3
6	行政機関が活用する本人確認手段	2000	92.6	7.1	0.4
7	インターネットで本人確認する手段	2000	62.8	36.2	1.1
8	電子政府サービスにおける本人確認手段	2000	72.4	26.4	1.3
9	商取引における本人確認手段	2000	86.8	13.3	3.4

Q3	磁気カードの用途・利用について、あなたの持つイメージをそれぞれお答えください。(単一回答)	全体	1	4	5
			そう思う	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2000	69.6	29.7	0.8
2	便利である	2000	66.7	33.0	0.5
3	必要である	2000	86.3	13.0	0.7
4	馴染みやすい	2000	53.7	46.0	0.4
5	個人情報 漏えいの危険性あり	2000	93.4	6.2	0.5

Q4	IC 機能付きカードの用途・利用について、あなたの持つイメージをそれぞれお答えください。(単一回答)	全体	1	4	5
			そう思う	そうは思わない	分らない
1	安全・信頼できる	2000	72.7	26.2	1.1
2	便利である	2000	72.3	26.7	1.1
3	必要である	2000	79.7	19.2	1.2
4	馴染みやすい	2000	51.9	47.5	0.8
	個人情報 漏えいの危険性あり	2000	83.4	15.9	0.8

Q5	住民登録カードに関する次のような意見に対して、それぞれどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	分らない
1	本人確認が確実にできるようになる	2000	24.2	49.9	22.1	3.7	0.1
2	行政手続きが簡便、簡素になる	2000	25.4	57.0	15.3	2.0	0.4
3	民間の電子商取引がより活性化する	2000	10.1	39.8	37.4	10.4	2.4
4	インターネット上で本人確認が可能になることで新たなサービスを享受できる	2000	42.4	48.0	7.8	1.2	0.8
5	ネット上の個人情報が、本人の意図しない使われ方をする	2000	49.4	44.0	5.9	0.6	0.2
6	ネット上の個人情報が、インターネットによる外部攻撃を受けやすくなる	2000	12.2	36.9	39.3	9.2	2.4
7	住民登録番号で個人情報を名寄せされる恐れがある	2000	46.9	44.9	6.9	0.7	0.7
8	国家による個人の監視・管理につながる	2000	36.0	51.0	10.8	1.2	1.2

Q6	あなたは、ご自身の知られたくないと思う個人情報が、意図せず流出・漏えいするような事態に遭遇したことがありますか。(単一回答)	%
1	ない	14.8
2	ある	61.4
3	分からない	23.9
	全体	2000

Q7	あなたの個人情報があなたの知らないうちに第三者(企業や役所を含む)に知られる可能性について、次の個人情報の各項目についてあなたのお考えに近いものを選んでください。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			法律で禁止あるいは制限すべき	自分の利益のためならやむを得ない	自分の不利益にしなければ気にしない	全く気にしない	分らない・どちらでもない
1	氏名	2000	29.1	21.9	43.3	5.3	0.6
2	性別	2000	18.8	20.6	47.6	12.6	0.5
3	生年月日	2000	39.3	23.2	34.2	3.1	0.3
4	住所	2000	53.0	24.9	20.7	1.1	0.4
5	電話番号	2000	53.9	27.0	18.1	0.9	0.2
6	メールアドレス	2000	38.8	31.7	26.6	2.7	0.3
7	本籍・国籍	2000	30.6	23.3	34.8	10.8	0.6
8	家族の名前	2000	63.6	16.5	17.7	1.8	0.5
9	家族構成	2000	56.9	17.6	21.7	3.2	0.6
10	学校・勤務先	2000	45.5	26.4	25.1	2.6	0.5
11	年収・財産情報	2000	74.2	13.4	10.8	1.4	0.4
12	趣味・趣向	2000	14.6	22.4	42.0	20.4	0.8
13	金融与信情報	2000	81.8	9.2	7.7	1.0	0.5
14	病歴・健康情報	2000	70.2	12.8	14.8	1.9	0.4
15	生体情報(指紋・虹彩等)	2000	81.2	8.2	9.1	1.1	0.5
16	顔写真	2000	56.9	23.4	17.3	2.1	0.4
17	クレジットカード番号	2000	88.2	6.1	4.9	0.6	0.2

Q8	前問のような個人情報がインターネットでやり取りされる場合、あなたの考え方に近いものを3つ以内でお答えください。インターネットでやり取りされる場合は、強固な暗号技術が用いられて改ざんやなりすましはできないものとしてします。(複数回答)	%
1	いくら暗号化などしても信用できない	23.0
2	郵便や宅配便等でやり取りの方が安全だ	1.6
3	これからの時代はインターネットでやり取りの方が便利だ	4.2
4	インターネット上での監視体制をもっと強化すれば許せる	12.1
5	インターネット上での認証基盤をきちんと整備すれば許せる	13.7
6	個人情報が閲覧された時点でいつ誰が閲覧したかを通知されれば許せる	26.7
7	今の公的個人認証の仕組みだけでは安心してやり取りできない	15.4
8	インターネット上でやり取りできる個人情報を限定すれば許せる	3.3
9	その他(具体的に【 】)	0.2
	全体	2000

Q9	現在、あなたは公的個人認証を利用していますか。(単一回答)	%
1	利用している	83.7
2	利用していない	13.7
3	分からない	2.7
	全体	2000

Q10	現在、あなたは公的個人認証を利用していない理由は何でしょうか。 (Q6で利用していないと回答した人=複数回答)	%
1	公的個人認証の取得手続きが面倒	31.0
2	取得に手数料が掛かるから	3.8
3	あまり便利ではないから	16.8
4	マスコミが批判しているから	3.5
5	従来の本人確認手段がより確実だから	6.6
6	公的個人認証システムの仕組みを分からないから	19.4
7	広報不足の内容を分からないから	5.3
8	個人的に好きじゃないから	13.0
9	その他 ()	0.5
	全体	273

Q11	現在、あなたは公的個人認証をどういう場合によく利用していますか。(複数回答)		%
1	インターネットバンキング		85.0
2	オンライン証券取引		30.2
3	オンラインショッピング		66.9
4	オンライン教育(遠隔教育)		7.1
5	電子政府サービス		35.3
6	電子納税		33.4
7	電子入札・調達		3.7
8	オンライン住宅賃貸申し込み		50.9
9	オンライン保険加入		9.4
10	その他()		4.2
	全体		2000

Q12	各種の公的機関が個別に管理している個人情報を通じた個人識別番号で相互に関連付けることにより、次のような新しいサービスが可能になりますが、それぞれについてどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			非常に便利と思う	あれば便利と思う	必要ない	このサービスは禁止すべき	分からない
1	行政手続が必要となった場合に、あちこちの窓口に行かなくても、また、自宅からでも一度で済ませることができる	2000	46.0	35.9	9.6	7.4	1.2
2	各種補助や助成（出産、育児、保健医療福祉、退職等）の内容が Web 画面から簡単に取得でき、適切な申請がその場で行える	2000	41.0	38.0	12.8	7.3	1.0
3	救急医療や災害時に、医師や救助隊が自分に必要な健康情報等を収集して適切な処置をしてくれる	2000	30.5	38.3	22.4	7.5	1.5
4	どこの病院や薬局でも同じ様に、自分の既往症や健診、検査、処方箋等のデータを直ぐ呼び出せる	2000	25.2	31.7	17.5	19.8	6.0
5	収入や預貯金、社会保険等の各種金融情報を統合処理して老後の生活シミュレーションができる	2000	23.4	34.6	21.4	15.5	5.2
6	ショッピングや各種支払いを管理して、納税のための書類が自動作成され確認できる	2000	27.6	39.8	18.7	11.5	2.5
7	健康保険、年金、介護等の証明（ID）が一つで済む	2000	24.2	37.4	23.1	12.4	3.1
8	公的サービスと民間サービスの個人識別番号とが連携してショッピングや金融、健康管理等のサービスが適確に提供される	2000	24.4	36.9	22.3	13.2	3.4
9	転職や副業が多くても、年金や雇用保険、納税等に間違いが無いように確実に管理できる	2000	19.2	34.4	27.3	15.2	4.0
10	役所の人や企業の人など、誰が、何時、何処で、自分の個人情報を操作したか履歴を管理できる	2000	27.9	34.9	18.8	14.1	4.5

Q12 (続)	各種の公的機関が個別に管理している個人情報を共通の個人識別番号で相互に関連付けることにより、次のようなサービスが可能になりますが、それぞれについてどのように思いますか。(単一回答)	全体	1	2	3	4	5
			非常に便利と思う	あれば便利と思う	必要ない	このサービスは禁止すべき	分からない
11	子供用の ID を発行し、子供の所在確認や緊急通報、ネット犯罪から守る対策を講じる	2000	30.8	38.9	23.2	5.6	1.6
12	住所地に関係なしで必要に応じて各種の証明書の申請、発行が可能である	2000	35.2	40.9	15.4	6.8	1.9

Q13	住民登録番号制度について、次の中からあなたの考えについてお答えください。 (単一回答)	%
1	行政による国民生活のセーフティ・ネットを確保するために不可欠な制度	16.8
2	国民としての義務と権利の公正さを担保するために不可欠な制度	21.6
3	行政サービスの効率化と手続の利便性のために有効な制度	18.8
4	行政当局にとっては都合良いが、国民個人にとっては余り役立たない制度	26.4
5	個人情報の統合的に把握による利点より、セキュリティ・リスクの方が大きく危ない制度	16.5
	全体	273

Q14	あなたの年齢をお答えください。(単一回答)	%
1	20 歳代	20
2	30 歳代	20
3	40 歳代	20
4	50 歳代	20
5	60 歳代	20
6	70 歳以上	20

Q15	あなたの職業等をお答えください。(単一回答)	%
1	会社員	30.7
2	商業	30.2
3	サービス業	8.3
4	専門職	7.8
5	主婦	23.7
6	学生	8.4
7	公務員	2.3
8	教職員	4.6
9	軍人	0.4
	農業	0.8
	無職	6.6
	その他	3.6

社会基盤としての国民 ID に関する調査報告書
2009年6月
特定非営利活動法人
東アジア国際ビジネス支援センター (EABuS)
リサーチネットワーク株式会社
〒104-0042 東京都中央区入船2-4-4
TEL:03-5875-3400 FAX:03-5875-3401
E-mail:info@eabus.org